

特定適格消費者団体の
認定・監督に関する指針等検討会
第1回議事録

消費者庁消費者制度課

第1回 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日時：平成26年5月9日（金）10:00～11:40

場所：消費者委員会大会議室

1. 開 会

2. 検討事項及び検討会の今後の進め方

3. その他

4. 閉 会

川口審議官 それでは、定刻少し前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから第1回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたしたいと思っております。

私は、消費者庁審議官を務めております、川口と申します。本日は、座長を御紹介するまでの間、進行を務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、当検討会の開催に際しまして、消費者庁長官の阿南より御挨拶を申し上げます。

阿南長官 皆様、おはようございます。

「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の開催に際しまして、私から、一言、御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、この検討会に御参加くださり、本当にありがとうございます。

消費者庁は、消費者行政の舵取り役として、消費者が主役となって安心して安全で豊かに暮らすことができる社会を実現することを使命として、さまざまな施策に取り組んでおります。

昨年、成立し、公布しました消費者裁判手続特例法による消費者被害を回復するための消費者団体訴訟制度は、消費者団体などが長年にわたり実現を求めてきた、いわば悲願とも言うべきものだと思います。

その一方で、この制度に対しましては、特定適格消費者団体がその権限を濫用して、事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策の必要性も指摘をされております。

消費者裁判手続特例法を円滑に施行し、かつ実効的な運用を図るためには、消費者団体訴訟制度の担い手である、特定適格消費者団体の業務の適正を確保する方策について検討を行い、消費者被害の回復の実効性を確保するとともに、事業者の正当な事業活動に不当な影響を及ぼさないようにする必要があります。

そこで、この度特定認定の申請に対する審査並びに特定適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等のガイドラインについて明らかにするため、事業者、消費者、有識者から構成される本検討会を開催し、ガイドライン策定の在り方について御検討いただくものとし、本日、委員の皆様方にお集まりいただきました。消費者庁といたしましては、本検討会を毎月1回程度開催し、平成26年度中を目途に取りまとめさせていただきたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれの御経験や専門的な知見に照らして忌憚のない御意見を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

川口審議官 続きまして、委員の皆様のお紹介でございますが、本日お配りしております、資料1が開催要領でございますが、その裏側に別紙がございまして、ここに委員

名簿を配付させていただいております。

本日は、大高委員、川口委員、和田委員は所用にて御欠席の御連絡をいただいております。

開催要領でございますように、検討会の座長には「消費者庁長官があらかじめ指名する者」ということで、長官から升田純先生に座長をお願いしております。

以上、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(カメラ退室)

川口審議官 当検討会の開催の趣旨でございます。

お手元に配付しております資料1の開催要領でございますとおりでございますが、当検討会の座長である升田座長から、一言、御挨拶をいただければと思います。

升田座長 ただいま御紹介いただきました、升田でございます。よろしく願いいたします。

本検討会でございますけれども、法律が長文にわたって難しいところはございますけれども、先ほど長官と審議官のほうから御説明がございましたような趣旨で進行させていただきたいと思います。委員の方々の充実した御意見をいただきますとともに御協力をお願いいたしまして、何とか微力ながら進めさせていただきたいと思います。

では、よろしく願いいたします。

川口審議官 それでは、これ以降の検討会の進行については、升田座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

升田座長 それでは、ここから私のほうの司会進行ということになって、議事を進めさせていただきますと思います。

まず、最初にたくさんの資料が配付されておりますので、資料の確認についてお願いいたしたいと思います。

加納制度課長 消費者制度課長の加納と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうから、資料の御説明をいたします。本日の資料ですけれども、お手元に幾つか用意しております。

まず、資料1ですけれども、先ほど御紹介のありました、開催要領でございます。

資料2ですが、運営要領の案でございます。これは後ほど御審議いただきたいと思っております。

資料3としまして、黄色い冊子ですけれども、今回の裁判手続特例法の説明資料ということで私どものほうで用意させていただいている、法律の中身の概説で、条文も後ろのほうにお付けしております。これも適宜触れさせていただきたいと思っております。

資料4でありますけれども、この裁判手続特例法における政令・内閣府令の委任事項の一覧ということでまとめてみたものでございます。これも適宜参照していただき

たいと思っております。

資料5であります。本日はこれについて主として御議論いただければと思っておりますけれども、本検討会における検討事項、裏のほうですが、今後の進め方の案ということでスケジュール的なことを書いております。

参考資料として幾つか準備しております。まず、参考資料1は大高委員からペーパーをいただいております。本日、御欠席ということで配付させていただいております。

参考資料2が、現行の消費者契約法の関係法令でございます。とりわけ「第4 適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」というものがございまして、今後、特定適格の認定・監督等をガイドラインにする際には、これがたたき台になっていくのではないかとと思っております。そういう意味でお付けしております。

参考資料3でありますけれども、本制度の特定適格はこの適格消費者団体が更に特定認定を受けるというたてつけになっておりまして、既に御案内のところとは思いますが、その活動状況等について資料として整理したものでございます。

最後が、参考資料4であります。「消費者裁判手続特例法 Q&A」ということで、これも私どもで法律が成立しました後に、いわゆる一問一答という形でまとめさせていただいたものでありまして、消費者庁のホームページにも掲載して公表しております。現時点で、私どもとしてこの法律の中身の解釈論とか考え方につきましては、これが公刊物となっておりますので、本日もこれに適宜触れさせていただきつつ、今後ともこれを使って御議論いただければと思っております。

資料は以上でございます。何かないものがございましたら、適宜御指摘いただければと思います。以上です。

升田座長 ありがとうございます。本日は、第1回目ということになりますので、まず、当検討会の運営要領を決めたいと思います。消費者庁のほうから御説明をお願いいたします。

加納制度課長 引き続き、私から御説明いたします。運営要領の案ということで、資料2でございます。1番から順次書いております。

「1. 座長は、検討会の進行を務める」。

「2. 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」ということで、代理を置いていただければと思っております。

3ですが、検討会は原則公開ということで考えております。ただ、特段の理由があると認めた場合、その検討の中身がいろいろと公開にはなじまないということであれば、非公開とすることもできるとしております。

4は、撮影、中継は不可とするということでやらせていただいております。

5は、資料ですけれども、原則として、この会議の終了後、速やかに公表するとしております。ただ、特段の理由があるという場合には、配付資料の全部、一部を公開

しないということをございまして、この委員会は資料の提出をいただくということもあるかもしれませんが、その際はこの5番の中身に従ってやっていただくことができると。原則は公表という前提でお考えいただきたいと思いますが、中身が公開にならないといった場合には、御相談させていただければと思っております。

6番は、議事録についても公表する。

7番で、適当と認める者を参加させるということをございまして、後ほど今後の検討スケジュールのお話がありますが、例えば、ヒアリングなどを行うという場合を想定しております。

8番は、この要領を定めるもののほかのところは、座長が諮って定める。

庶務は、私ども消費者制度課で処理するというございまして。

升田座長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

升田座長 それでは、当検討会の運営要領といたしまして、ただいま御説明がありました資料2として決定し、今後、この要領に従って開催してまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

引き続きまして、当検討会の運営要領2にありますとおり、先ほど御説明がありましたけれども、座長の職務を代理する委員について指名をしたいと思っております。

その委員につきましては、名古屋大学大学院法学研究科の教授でおられます、渡部委員をお願いしたいと思います。渡部委員、よろしくをお願いいたします。

渡部委員 よろしくをお願いいたします。

升田座長 引き続きまして、本日の議題に入ってまいりたいと思っております。本日は、本検討会の検討事項及び今後の進め方について、議題としております。

その前提といたしまして、先ほども御紹介がありましたけれども、大部の資料と大部の法律がございますので、まず、消費者裁判手続特例法につきまして、本検討会の開催背景、経緯も含めまして、消費者庁から簡単に御説明をお願いいたします。

加納制度課長 引き続き、資料3、資料4に基づきまして御説明したいと思います。

まず、資料3の黄色い冊子をごらんいただければと思いますが、ちょっと順序が逆になりますけれども、3ページからごらんいただきたいと思っております。

「検討の経緯」と書いております。既に御存じの方も多くいらっしゃると思いますが、今回の裁判手続特例法でございますけれども、古くは平成12年の消費者契約法の際から議論がございまして、平成18年に適格消費者団体による差止請求制度を導入する消費者契約法の一部改正法が成立いたしました。その際の附帯決議、あるいは平成21年の消費者庁及び消費者委員会設置法の附則といったところでいろいろ指摘されていたことを踏まえまして、消費者委員会の専門調査会などの議論を経まして、昨

年4月19日に閣議決定し、12月4日に成立したというものでございます。

消費者相談の状況ということで、4ページに書いてございまして、これはデータのなものでございます。左の上のほうにありますのは相談件数ですが、取引に関するものを含めまして非常に多いということと、右の上のほうですが、その場合の消費者の対応としまして、どこにも相談しないという人が率としては多い。

左下のほうですが、その理由として、相談しても仕方がないという形で、一番右下のほうですけれども、さらに訴訟をわざわざ起こしてまでやるという人は非常に少ないということで、いわゆる泣き寝入りということにあるのではないかという問題意識でございます。

5ページの各国の制度というの、いろいろと比較検討などをいたしまして、この二段階型と言われる訴訟手続の裁判手続特例法を検討したという経緯でございます。

中身は1ページ、2ページに戻らせていただきたいと思いますが、いわゆる二段階型ということで手続を二段階に分けまして、共通義務確認と呼んでおりますが、一段階目の手続、それから、二段階目の手続に入りまして、個別の消費者の債権の確定を行うという枠組みでございます。

対象となる請求につきましては、消費者契約に関する一定の請求を対象とするということでございまして、対象外の損害につきましても、拡大損害などを除くようにして一定の絞り込みをしているところでございます。

2ページを御覧いただきますと「一段階目の手続」「二段階目の手続」におけるそれぞれの細かい内容について書いております。

右のほうですが「手続追行主体」ということで、特定適格消費者団体というものを書いております。本検討会では、これが議論の対象となるということでございまして、適格消費者団体、消費者契約法に基づき、差止請求権を行使している団体でありますけれども、その中から新たな認定要件を満たすものとして新たに認定をするという枠組みでございます。

行政が認定を行いますので、一定の認定要件も法律で規定するというところでございます。法律の65条で、これらの活動実績でありますとか、体制、業務規程、経理的基礎、報酬に関する規律というものが設けられているところでございます。こういったところを具体的にガイドラインで考えていくことになっております。

「責務規定・行為規範」でありますけれども、いわゆる濫訴の問題というものがございまして。そういったものあるいは個人情報などの適正な管理などについて、この法律の中で規定を設けております。この辺も、具体的な内容についてガイドラインで盛り込むことが想定されますので、こういった点を御議論いただければと思っております。

「衆議院修正」と右下に書いておりますが、附則のほうであります。そのうちの①というところでありますけれども、先ほど触れました、いわゆる濫訴の関係ですが「権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策につ

いて、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずる」というものがございます。

まさに今回の検討会もこれに沿うもの、事業者の関係の方というのも、今回、委員として御参加いただいておりますけれども、その中身につきましては、事業者の関係の方、また、消費者団体の関係者の方の御意見を踏まえながら、中身について検討をしていきたいと思っております。

制度の中身に関して、若干ですが補足させていただきます。

6ページをごらんいただきますと、対象事案につきまして、消費者契約に関する一定のものとしていることを申し上げましたが、6ページに幾つか、ゴルフ会員権、学納金の事件、語学学校の事件とかを載せておりますが、こういった事案が対象として想定されているということでもあります。

7ページであります。他方で対象とならないもの、その理由とともに有価証券報告書の虚偽記載、個人情報の問題でありますとか、そういったところを書いております。

8ページを御覧いただきますと「二段階目の手続に消費者の加入を促す仕組み」と書いておまして、具体的には特定適格からの対象消費者に対する通知あるいは公告というものになります。

通知・公告もこの手続の重要な手続となりますが、その通知の在り方あるいは公告の在り方といったところにつきましては、この検討会における1つの検討項目となっております。

また、②というところで事業者にも一定の公表を義務付けるとしております。この公表の在り方につきましても、この検討会において御議論をいただければと思っております。

9ページであります。濫訴の問題であります。この濫訴も今回の検討会の1つのテーマとなるわけでもあります。①以下で手続追行主体の限定でありますとか、さまざまなかたちを書いてありますが、厳格な行政監督を講ずるというところでもあります。①の黒ボツの2つ目でもありますけれども、内閣総理大臣が監督をする、濫訴禁止等の行為規制を設けて規律ということでありまして、この具体的な中身についてできるだけガイドラインで明確化していきたいということでもあります。

10ページであります。特定認定の要件等ということを書いております。先ほど、概要図で御説明いたしましたが、情報提供を受けて検討部門で検討、分析をしまして、理事会の決議を経まして訴えを提起するといったこととございます。

特定認定の要件として、活動実績、経理的基礎、あるいは報酬規程というものが想定されております。

また、特定適格消費者団体に対しては内閣総理大臣が監督をするとなっております。改善命令とか、認定取消し等ということで、法律にもいろいろ規定を設けておりますけれども、これについてはガイドラインでまた中身を規定していくことが想定されま

す。現行の適格消費者団体のガイドラインもそのようになっております。

11ページ以下は、現在の適格消費者団体に関するものということでございます。

最後、13ページをごらんいただければと思います。施行に向けた課題ということで、1番から幾つか書いております。「政令」「府令」というところではありますが、資料4を適宜御参照いただきながら御説明いたしますと、1つは団体の欠格事由であります。これは、一定の法律に違反したという場合にはこの団体の認定を受けられないことにするというところであります。

また、技術的な話でいうと、権限の委任事項についても、総理大臣ではなく消費者庁長官に委任するものということにしつつ、政令で定めるものを除くとしております。重要な事項については内閣総理大臣が持つということではありますが、それを何にするかというのを政令で定めるということを考えております。

「府令」ではありますが、通知・公告の方法でありますとか、業務規程の内容でありますとか、そういった事柄が想定されております。

資料4の府令事項でいいますと、25条、28条辺りが該当してまいります。ついでにですが、資料4で申し上げますと、32条の説明義務、授権をする際の説明というものもございまして、これも非常に重要なプロセスになってまいりますけれども、そういったところが府令事項として入ってくるということでございます。

資料4でついでで申し上げますと、65条以下、特定適格消費者団体の認定でありますとか、66条の認定の申請、67条の公告及び縦覧、2ページへ行きまして、幾つか公示だとかが並んでおります。この辺は、基本的には現行の消費者契約法に基づく適格消費者団体の認定に関する、大体似たような規律が既に消費者契約法にありまして、消費者契約法施行規則という形で定めておりますけれども、中身はほぼそれと同じようなものになっていくだろうと想定しておりますので、この制度特有のものとしましては、25条、28条、32条辺りが府令事項としては想定されることになってまいります。

黄色い冊子、資料3の13ページに戻りまして、ガイドラインでありますけれども、先ほど来、御説明申し上げましたが、認定・監督に関するものあるいは事業者の公表というところがガイドライン事項として想定されておりますので、本検討会はこの「3. ガイドライン」の中身について御議論いただきたいと考えております。

「その他」のところでは、最高裁判所規則というものがございます。これも裁判手続でありますので、とりわけ二段階目の手続というものがあります。12ページ、13ページと図がありますけれども、簡易確定手続の申立てから授権、それから、簡易確定決定という、細かい手続がございまして、この辺の書面をどうするかとか、そういったことを中心に最高裁規則を細かく規定することが想定されております。

説明は以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。非常に詳細な御説明で、ようやく我々の検討会の位置がわかったということかと思っておりますけれども、御質問、御意見がございましたら、

お願いいたします。

どうぞ。

澤委員 経済同友会の澤です。

今回の検討対象はガイドラインということになっていると思うのですが、配付資料の中には府令と政令のお話も入れていただいているわけで、ここの関係というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。関連する事項はもちろん検討することになるのかなとは思っているのですが、今回、詳細に資料4を入れていただいた趣旨も含めてちょっと御説明いただければと思います。

加納制度課長 府令事項も、先ほど申し上げました、例えば、資料4で申し上げますと、25条の団体による通知でありますとか、こういったところがあります。

今回、後ほど資料5でどういったテーマを取り上げますかということで、御議論いただきたいと思いますが、通知も重要なテーマの1つと考えておまして、どういうことを通知していくか。こうしますと、議論の中身は府令事項として結実することになるかと思えます。

ですので、基本的にガイドラインは、認定・監督に関して、認定基準でありますとか、そういうところが中心になるのですが、ちょっとはみ出て府令事項とかというところも一部あるということで資料4もお付けしています。

ただ、政令、府令に関しましては、先ほども御紹介しましたが、政令は、例えば、特定認定の欠格事由でありますとか、権限の委任でありますとか、府令も25条あたりは通知とか、28条の情報開示とか、これは多少関係してくるのですが、65条以下のあたりといいますのは、これはまた条文とかをぜひ御参照いただければと思うのですが、現行の消費者契約法の規律とほとんど似たような規律になっております。

府令事項として想定されるのも大体似たようなものとなりますので、そういう念頭で見ていただければいいのではないかと。

例えば、ガイドラインとしては、適格消費者団体の活動実績がどうだとか、経理的基礎がどうだとか、これは府令事項で出てまいりません。ガイドラインで策定します。

むしろこちらの方がこの検討会のターゲットとしては重要でして、65条以下、例えば、特定認定の申請をする際には、何かこういう府令で定める住所を書いた資料を出すとか、あと何日以内とか、割とそういうものが多いですから、こういったところで、例えば、現行の消費者契約法との並びで大体私どもとしては考えておりますけれども、御意見をお出しいただければ、そこはもちろん検討対象とさせていただきたいと思えます。ただし、力点の置き方はそんな大した力点ではなくて、どちらかというガイドライン事項としてお示しするところについて御議論いただければと考えております。

澤委員 ありがとうございます。

そうすると、府令と政令は、基本的には検討対象にはならないことになると思うのですが、この府令などを前提に特定適格消費者団体というのはでき上がるわけ

です。それを前提に、では、どういったガイドラインをつくりましょうという話になるので、どの段階でこの府令などをお作りになられるのかわからないのですけれども、府令の内容などが明らかになった上でガイドラインの内容を検討する必要があるのではないかと思った次第です

加納制度課長 おっしゃるところは理解できるところではありますが、この府令の中身というものが、実質に関するものであれば、そういった議論をさせていただければと思います。そこはちょっと工夫させていただきたいと思います。

結局、最終的なガイドラインの中身として、府令の中身がこうだということになりますと、府令としてこういうものが想定されるけれども、その中身としてこういうことでどうでしょうかみたいな話をしないといけないと思いますので、そこはちょっと工夫してみたいと思いますが、それ以外のところは、形式的なところが多いので、力点のめり張りはちょっと考えていきたいと思います。

升田座長 そのほかはいかがでございませうでしょうか。

現段階で御意見、御質問をシャットアウトするわけではありませんので、また議論が進行するにつれて何かございましたら、御質問等をいただければと思います。

続きまして、本検討会の検討事項、先ほども出てまいっておりますけれども、検討事項及び今後の進め方について議論していきたいと思います。

本検討会では、先ほど来、たびたび登場しておりますけれども、消費者裁判手続特例法、これは大分短くしてあるのですが、なかなか言いにくいので特例法と言わせていただきますと、この特例法に基づきます、新制度の円滑かつ実効的な運用を図る観点から、特定適格消費者団体の行う業務が適正なものとなるように、先ほども御説明がありました、認定・監督の指針、ガイドラインの在り方について議論を行う必要があるということでもあります。

消費者庁において、先ほど御説明の中にもありましたけれども、検討事項について整理し、今後、特に検討が必要な事項についてまとめた資料を既にお作りいただいておりますので、その説明をお願いいたしたいと思います。

加納制度課長 それでは、引き続き私から資料5に基づいて御説明させていただきたいと思います。法律条文でありますとか、Q&Aも適宜御参照いただければと思います。

まず、資料5の表の「1. 検討事項」であります。詳細に見ますと内閣府令の事項とか、結構いろいろあるのですが、特に力点を置く、重要と思われるところということでピックアップしてみたものであります。

(1)は特定適格の関係であります。まず、①は認定、当然のことですけれども、これが重要なところと、条文に即して言いますと、差止請求に関する活動実績、体制、業務規程、理事、理事会、専門的知識経験、経理的基礎、報酬、費用、被害回復関係機関以外の業務、業務規程の記載事項といったところがございませう。この辺につきまして、現行の適格消費者団体のガイドラインとしてもいろいろ定めておるとこ

ろであります、そういったところもたたき台にしながら検討をしていきたいと考えております。

現行の適格消費者団体のガイドラインについて御参考までに紹介をいたしますと、参考資料2であります、43ページ以下でガイドラインというものを付けております。

2番から適格消費者団体の認定というものがございまして、目次で申し上げますと(2)の活動実績でありますとか、(3)の体制、業務規程とかいろいろあります。例えば、団体の目的、活動実績に関しては、44ページ、45ページあたりで団体の目的としてどういうものが想定されるのかということで、45ページの①からこんなものということが幾つか書いております。

また、活動実績につきましては、45ページの下の方に、イの(ア)ということを書いてありますが、この場合は不特定かつ多数の消費者利益擁護となっておりますけれども、その一定の活動をしている、相当期間の継続的な活動実績が必要ということで、46ページの上にも書いてありますが、相当期間としては(イ)の1段落目の2年を原則とするとか、そういったことを書いております。これは1つの例であります。ほかにもいろいろありますけれども、こういったことを参考としながら、この特定適格におけるガイドラインとしてどういうものが適切かということをお議論いただければということでもあります。

資料5に戻りまして、(1)の②は有効期間の更新等に関するものもございまして、一応、項目として掲げてあります。ただ、これは当初の認定を基本的にスライドするものという御認識でいいのではないかと思います。「③ 被害回復関係業務等」ということで幾つか書いてありますが、特に申し上げますと、アの責務、75条というところがございます。この75条の条文をまた御覧いただければと思いますけれども、いわゆる濫訴に関するものでございまして、このあたりがテーマとして出てくるというところがございます。

濫訴に関しましてですが、Q&Aを御参照いただきたいと思います。Q&AのQ116番、136ページだと思っておりますが、75条というところでもありますけれども、条文では不当な目的でみだりにやってはならないということを書いています。

では、どういうものなのかということで、下のほうですけれども「例えば」ということで①、②ということで一定の不当な目的である場合を書いております。こういったところをガイドラインで明らかにすることを予定しておりますと最後に書いておりますけれども、こういうものが検討対象になってまいります。

順序が逆になって恐縮ですけれども、特定適格の要件等につきましては、このQ&Aで申し上げますとQ111、Q112番あたりで130ページ、131ページですが、書いております。130ページをごらんいただきますと、特定認定というところを、そもそもなぜこういうふうに団体を絞り込むのかということ、制度の信頼性でありますとか、いろいろなことが書いてあります。①、②、③でありますけれども、そういう立法趣旨があると。

それを踏まえて、特定認定の要件ということで①から幾つか書いておりました、その中身としてはこういうものを想定していると。Q112番、131ページに参りますと、適格消費者団体の認定の要件と特定認定の要件との対比ということで書いておりました、適格消費者団体の認定に追加するという書き方をしておりますけれども、追加している部分、はみ出ている部分をこちらで検討しなければならないという関係になります。

Q113番以下で、例えば、相当期間の実績というのはどんな考え方なのかとか、Q114番で経理的基礎とか体制とかはどういう意味なのかということについて、幾つか御紹介をさせていただいているところでございます。

こういったところも、またあらかじめごらんいただければと思います。こういったところを踏まえて、ガイドラインの考え方についてまたお示しをさせていただければと思っております。

資料5に戻りまして、③の責務規定というところを申し上げましたが、それ以外のところとしては、例えば、ウでいいますと個人情報の取扱い、今回、特定適格消費者団体は事業者から一段階目の手続で勝訴した後に、事業者から名簿等を入手しまして通知を行うという役割を担います。そうしますと個人情報を取り扱うこととなりますので、その取扱いについてはかなり慎重を期さないといけないだろうということになりますから、ここはガイドラインの中で定めていく必要があるのではないかと考えております。

キの区分經理のところでございますけれども、要するに、お金を事業者から払ってもらって、それを消費者に対して最終的に分配するといった手続まで行います。そうしますと、預かったお金の金銭管理という業務が発生してまいります。これは適格消費者団体にはない、かつかなり重要な業務として特定適格消費者団体の業務になってまいりますので、その金銭の取扱いに関する事柄も今般のガイドラインでは項目として入ってくるのではないかと考えております。

「④ 監督」というところでは、帳簿書類作成の在り方でありまして、不利益処分、改善命令あるいは認定取消しというところでございます。この辺は規律の内容としましては、この制度特有というのももちろんございますけれども、また条文等をごらんいただければと思いますが、現行の適格消費者団体の行政監督と似たような規律が法律としては設けられておりますので、ガイドラインの内容としましても、現行の適格消費者団体に関するガイドラインと似たようなものがあるのではないかと、今の適格消費者団体のガイドラインがたたき台になってくるのではないかと考えております。

⑤の通知・公告であります。これは重要な規律でありまして、かつこの制度特有のものとなってまいります。先ほど澤委員から内閣府令との関係という御指摘がありましたけれども、具体的にどういうことを通知してくるのかということは、ガイドラインということもありますのでございますけれども、府令事項としても出てくる場所があるのではないかと、ガイドラインと府令がちょっと混然としているところはこの辺

から出てくるかなというところでございます。

(2)の公表のところは、事業者による公表というところございまして、どういったものが事業者としては適切かということも御議論いただければと思っております。検討事項は以上でございます。

続きまして、裏のほうですが、今後の進め方というところでございます。これも案でありますので、また委員からの御議論をいただきまして、適宜修正を図っていきたいと思っておりますが、本日は第1回ということで、御議論いただきまして、月に1回ぐらいのペースで6月以降ということで考えております。

まず、責務、濫訴の話から取り上げたい。ここは、先ほど附則のところでも触れさせていただきましたが、附則でも特に規定が設けられているところでありまして、ガイドラインの重要な内容になってくるだろうと思っておりますので、先ほどQ&Aでもちょっと御紹介をさせていただきましたけれども、そういったところを踏まえながら検討をしていただきたいと思います。

7月、8月に認定基準をやりたい。認定基準には、先ほど申し上げましたが、かなりいろいろな内容を含んでおります。体制とか、経理的基礎とかいろいろな内容を含んでおりますので、2回ぐらいとって、どこまでできるかというのはやってみないとわかりませんが、特に主だったところについて御議論いただければと。

報酬、費用につきましては、これも非常に重要な要素でありまして、この立法過程においても、特定適格消費者団体が不当に報酬を取り過ぎて、かえって消費者の利益を害するようなことがあってはならないということを指摘されましたので、報酬についてどういう規律がよいのかというのを、ここは特にピックアップしたテーマとして検討をしていきたい。ただ、報酬は具体的にはなかなか難しいところもございまして、最終的にはケース・バイ・ケースによらざるを得ないところがどうしても残るのではないか、ガイドラインで一律に決め切れることができるのかというところは、私どもも非常に悩んでいるところでもあります。

中身については、また順次御相談をしてお諮りをしていきたいと思っておりますが、この報酬は特に重要な項目として位置付けてはどうかということで、別項目として立てています。

8月のところですが、通知・公告であります。これも非常に重要な要素になってまいりますので、これは特にテーマとして取り上げていく。

その他ということで、それ以外の事項を、できればこのあたりでまとめてできればと思っておりますが、予備日を設けておりまして、9月、10月あたりですけれども、この辺はいろいろと御議論が出てくるだろうと思っております。私どもは一応こんな感じでテーマ、検討事項ということで1ページ目に書いておりますけれども、例えば、こういったところもあるかもしれないとか、いろいろ御指摘もあるだろうと思っておりますので、そこは柔軟にできるように考えておりますが、予備日も設けつつということで、11月

ぐらいにはヒアリングもやってはどうかということでございます。

1つは、本日、参考資料で大高委員からペーパーをいただきまして、またこれも御覧いただきたいと思いますが、大高委員から御提案をいただいておりますのは、適格消費者団体の関係者をこの検討の場に参画させてはどうかということでございますので、事務局の1つの案としましては、このヒアリングの場において、それまでの議論も踏まえて、適格消費者団体の関係者の御意見もお聞きするというをやってはどうかと考えております。

また、それ以外にも事業者団体の方でありますとか、今回、委員として幾つかの事業者団体の方に御参加いただいておりますけれども、それ以外にも関心のある方もおられれば、こういったところも活用してはどうかと思っております。

12月、1月ということで、冒頭の長官からの御挨拶では年度内を目途に取りまとめと、ちょっと早目のスケジュールでこういうふうにしておりまして、こう言ってもちょっとずれたりするかもしれないということでもありますけれども、目標としてはこれぐらいに定めておいて、いろいろと論点が渡ったので、もうちょっと追加で2月、3月もお願いするといったこともあるかもしれないのですが、目標としてはこれぐらいの早目のスケジュール感を立てておいて、あとは実際の進行に応じて対処していきたいということで考えております。

以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。ただいま、検討事項と今後の進め方、日程について御説明いただきましたけれども、検討の外枠を、まず、御議論いただくということです。中身につきましては、今、課長から御説明がありました、いろいろな資料、Q&Aとかガイドラインとか法律とか、その背景にあります消費者契約法についても、次回までにぜひ御精読いただいて、その御理解がないとなかなか充実した議論ができないということがありますけれども、もう一つは資料3の5ページでしょうか。今回の制度を私が仄聞する限りでは、諸外国の制度を背景にして、今回こういう形で立法化されたということですが、先ほど御指摘がありました、いろいろな事項につきましては、諸外国の経験も踏まえて多分御発言があったかと思いますが、そういったところも折に触れて御紹介いただければと思います。

ということで、検討事項と今後の進め方の2つに分かれますけれども、まず、検討事項につきまして御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

大河内委員 長官の御挨拶にもありましたけれど、私も長いこと消費者団体で活動してまいりましたので、この法律が成立したことをとてもうれしく思いました。もう少し早く成立するかなと思っていたのですが、かなりはらはらして待つておりましたから、主婦連合会としてもほっとしました。成立したのですから、この法律を使って活動する団体に頑張ってもらいたいと思っています。

この検討会に参加するのも、特定適格消費者団体の方たちが、消費者への被害救済がうまく進むように、活動できるような指針になればいいなという思いで参加しています。

先ほど御説明のときにありましたけれど、スケジュールについてなのですが、検討会の中心である特定適格消費者団体に名乗りを上げる方たちは、現在、適格消費者団体として活動していらっしゃるわけで、その方たちがこの場にいらっしゃらないというのを、私は初め疑問に思いました。

ただ、いろいろお聞きすると、当事者の指針、監督なので、丸ごと参加というのはおかしいということで納得はしているのですが、このスケジュールの組立てだと、ほとんどのことが話し合いをされて後、ヒアリングでお聞きすることになるというのが、私としては納得できないというか、なぜかという、現実に活動していらっしゃる方の現状や思いで、どういう問題にぶつかっているかということ、まず、初めに検討会のみなでお聞きして、初めにヒアリングをして、そこをどういうふうにとるかはまたいろいろですけれども、聞いた後で、責務とか体制というほうに入ったほうが、後でヒアリングするよりいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

升田座長 いかがですか。

加納制度課長 検討したいと思います。委員の御議論も踏まえた上で更に考えたいと思いますので、できればほかの委員の方からも今の大河内委員の御提案について御意見いただければと思います。

升田座長 ほかの委員の方はいかがですか。どうぞ、三木委員。

三木委員 私もこの特例法の前回にも少しかかわらせていただいて、法律がやっとできたところはすごく感慨深く感じております。これを適正に運用するために、そういうガイドライン等も、今回、策定されるということで、微力ながら参加させていただくことになりましたことをありがたく思っております。

私も本検討会の議論を行うに当たっての進め方のところで、今、検討項目をどうこうという段階まではまだよくわからない部分がございますが、進め方を見ますと、案ですので柔軟な御対応もされるのかなと思っております。

先ほど大河内委員からもありましたが、特定適格消費者団体の認定・監督の議論から、結局、当事者となり得る、今の適格消費者団体が含まれていない。それはいたし方ない部分もわからないわけではないのですが、ただ、そういうことになると、大高委員の意見のほうも見させていただいたのですが、結局、実態と合わないような、すなわち、実態を無視するような議論とならないようにすべきだと思っております。まず、今の適格消費者団体の実情をよく把握する必要はやはりあるのではないかと思います。

そのためには、適格消費者団体から、この検討項目のその都度、実情を聴き取るぐらゐのヒアリングがあってもいいのではないかと考えております。

この進め方では、一番最後のほうにヒアリングということで、先ほど適格消費者団体のヒアリングも考えたいとおっしゃっています。ただ、その段階では遅過ぎるのではないかとやはり思います。だから、早い段階でのヒアリングを求めたいと思っております。

といいますのも、今の適格消費者団体の認定・監督に関するガイドラインができておりますが、団体の事務作業はすごく大変だと聞いております。まして今回の被害回復業務になると、今までの差止請求関連業務以上に新たな業務が入ってくるわけですから、より煩雑になってくると思うのです。適正に実行していくためにも、今の団体としての問題点をやはり出してもらう必要があるのではないかと考えております。

先ほど、濫訴とおっしゃっていたので、更にいえば、濫訴に関しては差止請求の導入のときも懸念の議論があったと思うのですが、ただ、現行の適格消費者団体による差止請求の制度が適正で、そんな濫訴のような形ではないという現状であると思うのです。

それから考えれば、今回の制度においても濫訴の議論はさしずめ払拭されていくのではないかと思いますので、そういう現状を踏まえての議論を進めていただければと思っております。

以上です。

升田座長 小浦委員、どうぞ。

小浦委員 全国消費者団体連絡会の小浦でございます。今、大河内委員、三木委員と意見がちょっと重なるようで申し訳ないのですが、私もこの訴訟制度が、昨年、成立したときに、本当に被害救済が、または集団的に被害救済されることで一步進むのだなと思って、本当に喜ばしいなと思っておりました。

そのときの国会の議論もいろいろ聞いておりましたけれども、成立いたしまして、特定適格消費者団体のガイドラインをつくる際には、当事者である団体の方が議論に加わりながら作っていかれるだろうと思っておりましたが、いろいろお話を聞いておまして、当事者が参加するのはちょっとふさわしくないということで、私にも委員というお話が参りましたので、微力ながら一生懸命やっついていこうと思っております。今、ありましたように、ヒアリングの日程につきましてはもう少し考慮していただきながら、実効性のあるものにするためには実態に即したものでなければいけないと思っておりますので、そこのスケジュールのところはもう少し考えていただきたいと思っております。

来月から、早速、濫訴についてのお話が始まるということも、やはり国会の審議のところで事業者団体の方はとても懸念をされているところだと思いますので、早い時期にこの話をするのはふさわしいかなと思っておりますけれども、そのときに適格消費者団体からその心配はないということですか、いろいろ取り扱われる事案についてもほぼ決まっていたりしますものですから、濫訴の心配は6月の話合いのところで

薄れていくのではないかと考えております。

最初の長官の御挨拶にもありましたように、消費者被害の回復と事業者の正当な活動を阻害しないようにということは、全然相反することではないと考えておりますので、適正な経済の発展のためにも、ぜひこのガイドラインが役立つように議論を進めていくべきだと思っております。

大高委員のペーパーが出ておりますけれども、事前に消費者庁のほうからも送っていただいておりますので、目を通しましたら、私もほぼ賛同する立場でおりますので、こういった点で議論に参加をしていきたいと思っております。

以上です。

升田座長 先ほど、検討事項のほうの御意見と御質問をお願いしたつもりでおったのですが、今後の進め方についてのほうの御質問、御意見をいただいておりますので、双方分け隔てなく議論したいと思っております。澤委員、どうぞ。

澤委員 ヒアリングがいいかどうかは置いておいて、適格消費者団体の方には早目にお話を伺った方がいいと思っております。

どういったガイドラインを策定するのかを考えていたのですが、実際に適格消費者団体の方が被害を把握して、その情報がどんどん蓄積されていって、事業者と交渉して、そこから交渉が難しかったら訴訟になって、そのうち執行するという段階を踏んでいくのだと思うのですが、それぞれの段階で適格消費者団体の方がどういったことをしていってらっしゃるのか。

例えば、訴訟を提起するときに、意思決定すると思うのですが、その意思決定をする理事会ではどういった運営がされていて、どういった資料に基づいて、どういったことを検討されているのか。あと情報を収集するという段階でも、どういった情報収集のされ方をしているのかというのは、これはまた適格消費者団体によってもそれぞれあるかもしれませんが、そういったあたりの実態というのは、やはり早目に把握しておくべきかと思っております。これをヒアリングでやるのか、それとも消費者庁の方に御尽力いただいて調べていただくのかは別として、ちょっと早目にそのあたりは明らかにしていただきたいなと思っております。

升田座長 そのほかはいかがでございますか。榎本委員、どうぞ。

榎本委員 全国商工会の榎本でございます。今、ございましたとおり、事前に早目に実態を把握しておくというのは、我々の議論の中でも必要かと思っておりますので、やり方はお任せいたしますが、そのような機会を設けていただきたいと思いますと思っております。

あと検討事項については、特段、今のところは異論もないのですが、やはり先ほどから出ていますとおり、75条の濫訴のところが、御承知かどうか分かりませんが、特に我々小規模、従業員20名以下の団体でございますので、逆に私どもの活動が委縮しないような形のたてつけをぜひ検討してまいりたい。

そういう意味では、実質1回目、来月、6月の本検討会で濫訴の件を取り上げてい

ただけると承知しておりますが、仮に議論が収束といいますか、一定の結論が見られなかったときは、その後、1回に限らず、柔軟にこの検討スケジュールも検討いただきたいなと思っております。

雑駁ですが、以上です。

升田座長 どうぞ、渡部委員。

渡部委員 名古屋大学の渡部でございます。まず、進め方についてですけれども、この制度が消費者被害回復の実効性を確保するというを目的として、適格消費者団体に差止めを認めた延長線上に位置付けられるものであるとすれば、やはり差止めと今回の損害賠償に係る業務の違いを認識しつつも、現在の適格消費者団体の状況や、ガイドラインの問題等を踏まえた議論をすることは非常に大事なことであると思いますので、形としては、最後にヒアリングを持ってくるだけでは十分でないように思われます。各回に何か具体的に現在の問題状況を示していただける方策があるのであれば、ヒアリングに代わるのかもしれませんが、何か方策を考えていただいたほうがこの検討会としても充実した議論ができるのではないかと考えております。

検討事項については、これは質問になるのですが、今回、非常に新しい画期的な二段階型訴訟というものが導入されたわけで、今までの民事訴訟制度にないところがたくさんございます。そうしますと、例えば、大高委員のペーパーにもありましたように、集散的和解はどの程度までできるのだろうかとか、仮差押えはどのようにやるのだろうかとか、そういったわからないところが幾つか出てくると思うのです。お示しいただきましたガイドラインの検討事項ですと、恐らくこれは現在のガイドラインを参考ないし下敷きにしていると思うのですが、そのあたりのところをどのように取り扱うのか、あるいは検討対象から外すのか等がよくわかりませんので、外延といえますか、どこまで議論すべきかについて教えていただければと思います。

もう一点、濫訴についてですけれども、濫訴の具体的な内容といたしまして、資料3の9ページのところでは、具体的に多数性の要件を満たすことが必要であるとか、対象にする請求を限定するといったことがあります。このあたりの内容についてもこの場で議論するかどうかについても、あわせて教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

升田座長 御質問の点、お願いします。

加納制度課長 渡部委員からの御質問の点でありますけれども、まず、和解とか仮差押えなどというところではありますが、基本的には訴訟行為だろうと思っております。直ちにこの検討会の対象というわけではないのではないかと考えております。

具体的にどういう和解だとか仮差押えなのかということについては、まさにそれは制度の中身がどうかということでありまして、議論の前提として知りたいというのは理解できるわけですが、Q&Aという形でこの制度の和解はこういうものを想定しておりますとか、仮差押えとしてはこういうものを想定していますとかいうのは、一応、解

説をさせていただいているつもりでありますので、それを御参照いただく。それを越えてガイドラインとして規律を設けるほうがよいという御意見であれば、それは承って検討対象にしていくということは柔軟にできると思っております。

濫訴につきましても、訴訟行為なので同じではないかと思われる向きもあるかもしれませんが、これは先ほど榎本委員からの御指摘がございましたけれども、この立案過程において、中小企業も含めて事業者サイドからは濫訴の懸念が強く指摘されてきました。そういう濫訴をできるだけ払拭するための手だてとして、比較法的な検討もした上で、我が国においては行政監督による規律というものを導入しております。

不当な目的の訴訟については、行政監督の対象ともするというところで、75条2項というところがそれを狙いとしているというたてつけであります。75条は行政規律でありますので、行政規律としてその中身をガイドラインで明らかにしていきたい。これは事業者サイドからの強い御要望もあったところでもありますので、そこは私どもとしてはしっかりやらないといけないのではないかと。

ただ、先ほど来、大河内委員、三木委員などからも御指摘がありましたように、では、それで何でもかんでも濫訴でいいのか、現行の適格消費者団体はそもそも濫訴といえるのかとか、逆の御指摘もあろうかと思っておりますので、そこは現状を何かの形でということだったと思っておりますから、そこは何か工夫をしたいと。ヒアリングにするのか、それとも現行の差止めの活動状況はこうですというのを御紹介する形にするのかというのは検討していきたいと思っておりますけれども、それから、よろしいですか。

升田座長 どうぞ。

加納制度課長 ヒアリングの話であります。何らかの形で適格消費者団体から話を聞くか何かするのがいいのではないかとというのが大勢であったようにお聞きしましたので、そこは事務局で検討したいと思います。

ただ、御指摘の趣旨は、どちらかということ、ある委員からは現在の認定・監督は厳し過ぎるのではないかと、適格消費者団体が音を上げるようなガイドラインとなるようなことがないような観点からのヒアリングと。ある委員からの御指摘は、どちらかということ、適格消費者団体とはどういう人たちで、どういう活動をしていて、濫訴につながるようなことをしていないのかということのもちゃんと見たいという、ちょっと視点が異なるような御意見のようにお聞きしましたので、ヒアリングをするかどうかという点も含めて、早目にというのが多かったと思っておりますので、スケジュールをどうするかも含めて検討はしてみたいと思っております。

その点で確認をさせていただきたいのですけれども、スケジュールは一応こういうふうに組んでおりますが、私どもが当初考えておりましたのは、ヒアリングで適格消費者団体の御意見を聞く場にしよう。やはりある程度議論が進んでから、責務規定の内容、濫訴についてはこういうものを想定していますとか、認定基準としてはこういうものを想定していますとかという、このスケジュール案で言いますと、7月、8

月の議論を踏まえて御意見をお聞きしたほうが、適格消費者団体としても意見を言いやすいのではないかと思ったのですけれども、まず、最初に聞いたらどうかということでしょうか。

何を聞くのかということなのですけれども、澤委員からの御提案は、割と現状の適格消費者団体の活動状況はどうかというのを聞いたらどうかという御指摘だったと思いますけれども、例えば、大河内委員や三木委員からの御提案は、何を聞くということになりますでしょうか。

升田座長 どうぞ。三木委員。

三木委員 三木です。現状の適格消費者団体がやっている業務について、問題点とか、何か現状の差止めのガイドラインのところで問題になっている点とか、そういうものを、まず、聞かせていただきたいなど。私どもも、そういうものが根底にあってから議論を進めたいと思っておりますので、知りたいところです。

升田座長 ちょっとよろしいですか。

座長ですと、発言の機会がなかなかないというか、私も本当は、ひらのといったら失礼ですけれども、ひらの委員のほうじゃしゃべりやすいのですけれども、進行上、幾つか御指摘をさせていただきたいと思うのです。まず、先ほどの特例法の実際の手続上、いろいろ御希望があるのですけれども、実はここに今回のこの検討会に参加といいますか、ここにいない、もう一つの影の関係者というものがあるわけです。それは、これは裁判手続の特例であって、最終的に裁判手続の部分は裁判所が決めるということになっているわけです。もちろん、法律に従ってということですから、なかなかここで裁判手続の中身まで拘束することまではできないところはあるわけです。それが1つです。ですから、解釈上、いろいろ議論はあっても、裁判所も影の当事者といえますか、関係者であるということがあるかと思えます。

もう一つは、先ほど、課長からも御指摘がありましたけれども、実態を知りたいというのが恐らく2つの方向の実態がありまして、現在の実際の活動といいますか、差止請求権等についての手続を行っておられるかという実態と、もう一つは、適格消費者団体が今回の特定の団体になる場合に、どういう点を一体考慮してほしいのかという、そのための活動の実態という2つの面があるかと思うのです。

実は、私はたまたま前回国民生活審議会で、適格消費者団体の関係の議論をしたときに、そのときには関係の団体の方も委員でおられたのです。そのときの議論は、いろいろな議論がありましたけれども、例えば、いろいろな要件について、この要件をこうすると、どこそこが外れるとか入るとということも具体的に議論しておられて、さすがにそれは、要するに自分のところを入れるという議論になっているわけです。それは法律の世界では利益相反というのですけれども、余りにもそれは問題ではないかということで、そういう議論は一応やんだのですけれども、やはり背後には、どこそこが入って、どこそこが入らないという議論が陰では行われていたわけです。

この検討会は、決してどこそこの団体を入れるとか入れないという議論であってはならないわけです。客観的、公正で中立な意見あるいはガイドラインを出すべきだと、私個人的には思うわけです。ですから、ぜひそういう観点から検討を進めていきたいと私は個人的には思っていますし、そういう方向でお願いしたいわけです。

ただ、実態といいましても、先ほどの2つに分けられますけれども、両者は密接に関連するところがありますので、時間が許す限りということもあろうかと思うのですが、問題は、多分、課長が口ごもっておられるのは、仮にやるとしても、委員の日程すらきちんと合わないかもしれないという問題があるのと、ヒアリングを受けられる方の御都合とか、いろいろな事情があるかと思しますので、多分今日ここでやりまじとかやりませんとかということも言えないと思います。今日、いろいろ御意見をいただきましたので、協議をさせていただいて、せっかくお忙しい日程を入れていただいて、次回6月、7月ぐらいになっていますし、やはり年度内ということもありますので、実現可能な時期にそういうスケジュールも提案していただくということで進めてはいかかかと思うのです。

ここで書かれておりますことは、先ほども申し上げたように、客観的、中立、公正の観点から、あるべき論として議論していただくことも十分可能だと思いますし、先ほど課長の話にもありましたように、ある程度の議論ができていたほうが、御意見をおっしゃる方にとっても便利は便利ではないかという気もするのですけれども、いかがでしょうか。

どうしても第2回目からやれということになりますと、もう一回スケジュールを。どうぞ。

川口審議官 今の座長のお話も踏まえましてのコメントでございますけれども、基本的には検討事項を検討いただくということで検討会にお願いしておりますので、今後の進め方も、あまり事務局が仕切るのではなく、皆様の御意見を尊重して進めていただければと思います。今、ヒアリングの話も出ました。実態をいずれにせよ早く共有した上で検討に入ったほうがいいのではないかという御意見が大勢だったと思いますので、そういうことであれば、ヒアリングの日程を前のほうに持ってきて、ただ、1回ずつずらしていくことによって、日程というのはあらかじめいただいている御予定には合っていくのかなと思います。

そうすると、予備日が1個なくなってずれていくということになるか、9月、10月も月2回ぐらいやっていただくとか、そういうことは発生しますが、まず、ヒアリングをするということであれば、6月なり予定しているところにヒアリングが入っていくということになろうかと思えます。

もう一つ、渡部委員がおっしゃっていた御意見で、毎回テーマごとに実情を聞きたいというニーズについても御指摘があったわけです。そういうやり方としては、利益相反の問題がありますから、何でもかんでも委員として意見を言うということではな

いということで、委員にはお願いしていないわけですが、常時どなたか出席をして、ただ、発言については座長が求めたときだけ発言をする。つまり、参考人です。委員として意見を言うのではなくて、委員としては手を挙げるわけではなくて、座長が求めたときだけ実情をお話しいただくという意味で毎回出席するというやり方もあり得ると思います。

オブザーバーでと大高委員から出ていますけれども、そういう趣旨かなと思いましたが、そういうやり方についてどうかということもちょっと御議論いただいて、御意見を今日いただいて、それも選択肢としていただいたらどうかと思います。

升田座長 今、新たな提案といいますか、示唆があったわけですが、大方の御意見は、できるだけ早目にとすることは恐らく一致しているのだらうと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、今度はヒアリングするとしても相手方の用意、準備の点もありますし、またどこにお話ししたらいいのかということもありますし、全部なのか、あるいは特定のところなのかということもありますので、その辺の調整がやはりどうしても出てくるかと思しますので、いかがでしょうか、これも非常に折衷的ですが、6月というのとあとわずかなものですから、6月はこのまま開催させていただいて、7月以降の点で今申し上げたような点を含めまして調整をする。

具体的にもしほかの日程も組めるようであれば、そこも含めてもう一度、検討事項の日程も再調整するというあたりでいかがでしょうか。ですから、決めることは、6月は大体これでやるけれども、それ以降のものについては事務局のほうで調整させていただいて、それから、十数個の団体がありますけれども、先ほどの御意見をいただきました方は、これ全部ヒアリングということなのではないでしょうか。それとも特定のところでいいという御意見なのではないでしょうか。

どなたからでもどうぞ。

三木委員 今、11団体ありますね。だから、もちろん全部の方の御意見をお聞きしたいとは思いますが、それがかなわなければ、そちらは事務局様にお任せしますので、適宜呼びいただくなり、御意見をいただければいいかなと。この場に来られなかったら、何か意見書みたいなものでいただくとかという方法もあるのではないかなと思います。

升田座長 確かに口頭でこの場でというより、書面でという形もあり得ると思います。そのときに何を聞くのかということもあろうかと思うのです。つまり、向こうのおっしゃりたいことと、こちらのほうの委員の方が聞きたいことが必ずしも一致しない場合もあるわけです。ここにおいでいただく場合に、口頭でお話しされるときには対話が成立するのでしょうかけれども、書面の場合にはなかなかということもありますので、その辺の調整も必要かもしれません。その点は、澤委員はいかがですか。

澤委員 我々が聞きたいことと適格消費者団体の方々が話したいことは多分違うのだらうと思っております。特にこちらのほうで事前にこういうことをお願いしますという

ことを言わないで適格消費者団体の方に来ていただくと、適格消費者団体が思っていることだけを話して、それだけ聞いてそれを消化してしまうということになってしまおうというのを懸念しております。どちらかといえば、消費者庁でそれをヒアリングしていただくとか、我々が思っていることを含めてヒアリングしていただくという方法も考えられるのかなとは思っていたのです。とは言いつつ、来ていただいて話していただくというのを全く否定するわけではありませんので、そこは皆さんの意見も尊重しながら進めたいと思います。

升田座長 実際のヒアリングの方法も含めて調整という御意見なのですね。

もう一つ、実際にこの検討会の場に参加してもらうかどうかという課題もあるわけですが、この点はいかがなのでしょうか。委員ではないわけですが、オブザーバーとか、そのときもオブザーバーとしてどちらに来ていただくかという問題もあると思うのですけれども、大河内委員、いかがでしょうか。

大河内委員 先ほど川口審議官がおっしゃってくださったように、座長さんが意見を求めなければ発言をしないという形であれば、特に御自分の利益だけのために何かおっしゃるとはならないので、よいのではないかと思います。私はそういう形がとればいいなと思います。

升田座長 何か私のほうに重責が来るような感じもするのですけれども、この検討会に書面をお出しになって門前払いだということは多分ないと思いますので、最低限という語弊がありますが、意見をおっしゃる機会は確保されていると思うのです。ですから、その上で御意見をいただきたいと思ひますし、もう一つは、各委員もこういってはなんですけれども、それぞれいろいろな御関係で意見をお聞きになるような関係はおありだと思いますので、そういうことは十分御利用いただければと思ひますが、いかがでしょうか。どうぞ。

澤委員 利益相反というのはおっしゃるところがあると思ひています。発言されるという場合にも、座長のほうで御指名とはなると思ひますが、そうだとしめても、例えば、私が発言していただこうと思ひたら、座長、ちょっと聞いてくださいということもできるわけですし、1回話が振られたら、途中でストップできるわけではありませんで、なかなか難しいのかなと。

来ていただく団体の方が十何団体あって、その中でそれぞれの利害もあると先ほどおっしゃっていましたが、そのバランスというのも実はとらないといけない。利益相反の問題がそこにもあって、それも含めて考えなければならないというところで難しいと思ひます。私も結論が出ていないのですけれども、それも含めて御検討いただければと思ひます。

升田座長 どうぞ。

加納制度課長 御意見ありがとうございます。事務局で検討した上で整理したいと思ひますが、もともと適格消費者団体の人が委員になっていないところは座長が御指摘の

とおりでございまして、利益相反とか、自分たちの認定基準を自分が決めるというのは、さすがにそれはよくないだろうという発想がございましたので、委員にはお願いをしていないというところではありますけれども、実情を聞かないといけないのはそのとおりでありますし、逆に私どもとしてはもちろんいろいろと調べたところを提供したいと思いますが、委員として御関心のあるところというのは別途あるということもあると思いますから、そういう機会を何らかの形で設ける、しかも早い時期に設けるということかと思えます。

あとは適格消費者団体の関係者の方の御都合とかお考えも当然ありますから、何か参考人の形で呼ばれて、ヒアリング対象だけになるというのでどうかというのも引っかかることはありますけれども、まず、それで調整をしてみた上で、できるだけ早目の時期、一番望ましいのは来月からということだと思います。そこまでいけるかどうかというのは、やってみないと何ともいえませんが、工夫はしてみたいと思います。

升田座長 どうぞ。

渡部委員 進め方なのでありますが、現状を理解する上で必ず口頭でヒアリングをしなければいけないというものでもないと思いますので、例えば、現実的かどうかわかりませんが、11団体全てに、最初に割と抽象的な形で、問題は今どこにあると考えていらっしゃるのか等をお聞きして、書面を出していただき、それをもとにとりあえずは進める。そして、最終的な段階である程度固まってから、それを前提にヒアリングするという形もあり得ると思います。

もちろん、書面を出していただくだけではなくて、各回にオブザーバーとして参加していただくという方法もあると思いますし、毎回ヒアリングのために来ていただくという方法もあると思います。いろいろな方法があると思いますので、御検討いただければと思います。

あるいは、事務局のほうで資料を作成していただく段階で、ある程度、現状の問題を組み込んでいただいて、それを委員が理解できるのであれば、最初の議論のたたき台としてはそれでいいのかもしれない。

升田座長 ほかにはいかがでしょうか。今日は忌憚のない、いろいろな御意見をいただきまして、事務局のほうで一度やはり今日の御意見を踏まえて、もう一度スケジュールにつきまして案を提示させていただくようお願いしたいと思いますが、その場合に6月の日程、7月の日程あたりまでは決まっております、その段階で急遽差し替えることが可能かどうかという問題もありますけれども、一応6月、7月は、現時点ではもし何もなければやるということで、もし実現可能になれば、そのときは急遽差し替えてということではいかがでしょうか。それが非常に現実的かと思えます。

もう一つ、今日はいろいろ御意見をいただきまして、実情、実態を知りたいということと、現在、活動しておられる団体の方の御意見、強調したいことというのが、恐

らく三者必ずしも同じではない可能性が相当にあるわけですし、団体の方は意見をこちらのほうで求めれば、いろいろ御自分の立場でおっしゃるかもしれませんが、それが必ずしも、今日、委員の方がおっしゃった問題意識に対応しているかどうかというのは、対応していないような気がしますので、いかがでしょうか。

事務局ばかりにというわけにはいきませんので、今日はいろいろ御意見をいただきましたのは、もちろんそのとおり受けとめるということですが、もうちょっと具体的に、この辺について知りたいという点がありましたら、事務局まで各委員から御連絡をいただきまして、それを含めて団体のほうに事前にお話をしておいたほうが、より会話としては成り立ち得るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

加納制度課長 それは大変事務局としては助かるわけでごさいます、もしそういう方向でやるのでしたら、少しタイトでありますけれども、この話はすぐ適格消費者団体と調整しなければいけませんので、1週間ぐらいをめでにいただければ大変助かります。

升田座長 1つの方法として、そういう方法も採用させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

升田座長 では、早速ですけれども、来週の金曜日の6時まで、Eメールあるいはファクスで加納課長宛て、専門官宛て、どちらでも、そのときの勤務状況にもよりますけれども、それでいただきました意見をまた集約させていただきまして、それを検討会にはこういうことでお送りしましたということはもちろんお知らせするとともに、各団体とお話をさせていただいて、その関心事と意見がヒアリングということもあります。書面でお出しになるところは書面でお出しいただきたいということと、特にヒアリング、口頭でのということについては、御希望があるところもお伺いするというをとるということによろしいですか。

ヒアリング以外にこの場に来ていただくかどうかというのは、もう一つの検討事項ということで検討するというところによろしいでしょうか。

大河内委員、何かございますか。

大河内委員 いろいろな方向からの意見があると思いますけれど、共有できるところはした方が、その後の話合いにも活かされるのではないかと思います。全く違う立場から、今の適格消費者団体の方たちの実像を知りたいと思ってはいるかもしれませんが、ここにいらっしゃる皆さんが、こういう形でやっている、こんな感じの団体なのだというのは共有できるのではないかと思います。最初の意見を言ったものから、今の升田座長、事務局の方たちが皆さんの意見を酌んでくださることには特に異議はありません。もっと楽に考えていたのですけれど、大変なことなのですね。

升田座長 楽かどうかは別としまして、実態に即して充実した議論をというのは、最初をお願いしているところでもありますので、できるだけ今おっしゃいましたように、共

通の認識のもとに議論ができればいいと思うのですけれども、これは委員の方だけではなくて、先ほどの適格消費者団体の方の認識も違うとあれですので、せっかく意見をいただいても、全然違う方向であってはいけないものですから、先ほどのように取扱いをさせていただいて、その上で、この場でまたそれを御披露しながらということにしたいと思っておりますけれども、大体スケジュールの方向性はよろしいでしょうか。

それから、先ほどもっと追加しないといけない可能性もありましたので、そのときにはぜひ御協力をお願いしたいと思います。

検討事項のほうにつきまして、今日は余り御意見がありませんでしたけれども、後日、もしありましたら、これも別に今日伺って、意見が特になかったからこれでシャットアウトするということではないと思っておりますので、また御意見がありましたら、お知らせいただければと思います。どうぞ、澤委員。

澤委員 検討事項について申し伝え忘れておりましたので、つけ加えたいと思っております。先ほど渡部先生から多数性の話とかはどうするのだというお話があったと思うのですが、升田先生から御指摘いただいた、裁判所の管轄の話もありますので、そこに対してダイレクトにここで検討することはないのだろうなと私は思っております。

ただ、多数性というところで関連するのが、多数なのかどうなのかわかっていないにもかかわらず、訴訟を提起するといったことは、やはりやめさせなければいけない。

では、多数はそこでどれくらいになるのかというのは、これはまた法律のところにもかかわってきてしまうところであるのですけれども、少なくともどれくらいの当事者の方がいることがわかっていて、その方から、明確な委任状ではないにしても何か委任を受けているとか、そういった検討というのはされてもいいのではないかなと思っております。

あとこういった適格消費者団体はかなり公益性の高い団体になると思っております。今後、検討していくことになるとは思っておりますが、やはり公平な手続を進める、公平に執行するということが大事なのかなと思っております。何を想像しているかというと、マスコミに騒がれた案件のみに取り組んで、ほかの本当にもっと悪質な事案があるにもかかわらず、そこを放置するようなことがあってはならないと思っております。そのバランスをしっかりとるような体制をつくっていく必要があるのではないかなと思っております。以上です。

升田座長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、小浦委員。

小浦委員 1つ質問なのですけれども、この検討事項の中で認定にかかわるところなのですが、参考資料3のところでは現在の適格消費者団体についての資料を出していただいておりますが、これを見てみますと、やはり規模として大小さまざまなところがあるかなと思っております。

一応、この11団体が手を挙げるのであろうという想定ではあるのですけれども、ガイドラインの中で経理的基礎、正味財産が幾ら以上などというラインを引く場合に、

もしそこでかからないような団体があるときの国としての財政的な支援とかというのは、この検討会の課題になるのか、ならないのか、また別の場で消費者庁として考えられるのか、そのところが私もわからないので、教えてください。

升田座長 どうぞ。

加納制度課長 まず、財政支援については、これは当然、消費者庁の重要な検討課題ではありますけれども、この場でどこまでできるかというのは、やるとしてもかなり工夫をしないと、この場はあくまでも認定・監督のガイドラインということでありまして、財政支援そのものをターゲットとしているわけでは必ずしもありません。ただ、議論の中で経理的基礎の話为例にとりて申し上げますと、経理的基礎の要件は、適格消費者団体の現状の基準からは上がるだろうと思っております。それは業務量が増加するからでありまして、そういった業務に見合うだけの基礎を団体がそれなりに備えているとならざるを得ない。

その中身をどうするかというのは、まさに議論のテーマでありますから、そこはこちらで考え方を整理したものをお示しして、御意見をいただきながら、中身を作っていくこととなりますけれども、そうした場合に、残念ながら、なれないというところが出てくる可能性もあるわけです。その場合にどうするかというのは、政策判断としてよく考える必要があるのだろうなど。その場合に、全部が全部支援するのかどうかということとはよく考えないといけないのかなと。

現状でははっきりとは申し上げられませんが、例えば、通知・公告とかいうものが出てきまして、これは消費者にとっては、丁寧にやればやるほどいいわけです。ただ、丁寧にやればやるほど団体にとっては負担が増えるわけです。そうしますと、やはり通知・公告として、ガイドラインとしては、特定適格消費者団体としては最低限この程度のことはやってくださいというのをガイドラインで示すことになると思いますので、そこに対して、適格消費者団体の現状から見て、何らかの手当てを支援という形で講じるという議論はあってもいいのかなと思います。

升田座長 そのほかはいかがでしょうか。ほかに事務局のほうでは特に今日は予定はないということです。後で紹介がありますけれども、実は次回が6月4日ということで、6月といたしましても結構近い時期にありますけれども、一応、先ほどおおむね御了解いただいたということで、次回は案どおりに、責務、特に濫訴防止について検討事項とすることにしたいと思いますが、準備が整えば、急遽差しかえもあり得るということで、御了解いただきたいと思います。ただ、6月4日なものですから、非常に切迫していますので、双方の準備をひとつお願いせざるを得ないということになるかと思っておりますので、それを前提に委員の方にはお願いしたいと思っております。

もう一つ、先ほどのヒアリングのところでちょっと私は問題点を拾い損ねたかもしれませんが、一部の委員でヒアリングに行くとか、あるいは事務局だけでヒアリングに行くという御提案もあったかと思うのですが、これはいかがでしょうか。できるだ

け認識を共通にするという意味では、ここでは全員でという原則のほうがいいような気がしますけれども、それはそれでよろしいでしょうか。先ほど、ちらっと意見では出たように思うのですけれども。

では、原則は委員全員でヒアリングについても対応するという事で進めさせていただきたいと思います。どうぞ、澤委員。

澤委員 全員が原則だということには賛成なのですけれども、一部の方で行かれることを否定する必要はないと思っております。事務局が行かれるのも、それは大変結構なことですし、そこは否定する必要はないのではないかと思います。

升田座長 という意見だということですね。もちろん、スケジュールのこともありますので、そこはまたおいおいだと思いますし、そのときに実際に具体的な提案があれば、それはそのときにまた検討したいと思います。

澤委員 非公式で行かれることは否定する必要はないという趣旨です。1人で行かれたものは別に公開しないでいいと思っております。

升田座長 事情を聞くという意味で、それぞれの委員の方もそれぞれのところと何か話が聞ける機会があれば、それは別に誰も否定はしていないのですけれども、この検討会としての場合には、原則は先ほど申し上げたとおりでいいのかなというぐあいに考えているところなのです。もちろん、事務局のほうで連絡の中でいろいろ事情を聞かれるということもありますし、既に消費者契約法のほうでは、いろいろ情報をもろろん収集しておられるということですから、それは別に否定は何もしてはいないということです。この検討会としてということです。

澤委員 承知いたしました。ありがとうございます。

升田座長 進行中にまたほかの御意見がありましたら、またそれはその都度お諮りして進めていきたいと思いますが、そんなところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

升田座長 今日はいろいろ御議論いただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局のほうにお願いしまして、今後の予定についてお願いいたします。

加納制度課長 本日は御議論をありがとうございました。今日の御議論を踏まえまして、進行につきましては、また検討させていただきたいと思います。

次回でございますけれども、来月、6月4日水曜日の14時～16時ということで予定をしております。テーマにつきましては、また検討していきたいと思います。場所等の詳細が決まりましたら、御連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。それでは、本日、予定しておりました議題はこれにて終わりました。閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上